

事故・不祥事等に関する報告書（第●報）

年 月 日

神奈川県東部漁港事務所長 殿

法人等の名称

代表者の氏名

連絡先：担当者名

電話番号

(施設名) で発生した事故・不祥事等について、次のとおり報告します。

報告区分	事故／不祥事／指定管理施設における安全管理の妨げとなりうる事案／
概要	(記載例) ・利用者の骨折 ・施設周辺における不審者の存在
発生（認知）年月日	●年●月●日 ●時●分
発生（認知）場所、発生（認知）の状況	(事故の記載例) ・場所：施設の坂道 状況：利用者が石につまずいて転倒し、頭を地面にぶつける（発生時間は△時ごろと推測）。他の利用者が発見し管理事務所に来所、●時●分報告いただいた。作業員が対応。 (指定管理施設における安全管理の妨げとなりうる事案の記載例) ・場所：施設正門 状況：●日前から不審者が施設周辺を徘徊していると、住民から●時●分、事務室へ電話があった。電話は事務職員が対応。
発生（認知）時の対応及び帰責事由の有無	<発生時の対応> 時系列で記載する。 <帰責事由の有無> 有・無 (有または無と判断した理由：)
発生（認知）後の対応（関係機関への連絡、利用者等関係者への説明、策定した再発防止策の内容、役職員等団体内の周知状況等）	(第1報後、追記し、後日報告することで可)
現在の状況（関係機関との連絡調整、紛争継続の有無、施設賠償責任保険の適用、今後のスケジュール等）	(第1報後、追記し、後日報告することで可)

- ・事故：事故に該当するか否かは、施設の特性や発生時の状況等を踏まえて、指定管理者又は施設所管課が判断する。
- ・不祥事：懲戒処分 の指針の標準例に 列挙された行為に相当し団体が処分を行ったものとする。
- ・指定管理施設における安全管理の妨げとなりうる事案：①犯罪予告、脅迫又は不当な要求、②指定管理業務に重大な悪影響を及ぼしうる不審者・不審物等とし、指定管理業務に重大な悪影響を及ぼしうるか否かは、指定管理者又は施設所管課が判断する。